

事務連絡  
平成20年3月28日

地方社会保険事務局  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）等については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）等により、平成20年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

【在宅医療】

(問93) 在宅患者緊急時等カンファレンス料について、カンファレンスを主催する保険医療機関の保険医と当該保険医療機関自ら訪問看護指示書を出した訪問看護ステーションの看護師の二者でカンファレンスを行った場合であっても、在宅患者緊急時等カンファレンス料を算定できるのか。

(答) 算定できる。

【訪問看護】

(問145) 居住系施設入居者に対し、1日に1人の訪問を行う場合でも、訪問看護基本療養費(Ⅲ)を算定するのか。

(答) その通り。

(問146) 長時間訪問看護加算は、2時間を超える時間が何時間であっても5,200円の加算か。

(答) その通り(長時間訪問看護加算を算定した日以外の日には、指定訪問看護に要する平均的な時間を超える訪問看護を行った場合は、利用料を受け取ることができる。)

(問147) 難病等複数回訪問加算の対象となる患者については、複数回の実施時間を合わせて2時間を超えた場合も算定できるのか。

(答) 通知のとおり、1回の訪問看護の時間が2時間を超えた場合に算定できる。